

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年10月15日
【会社名】	ポラリス・ホールディングス株式会社
【英訳名】	Polaris Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅木 篤郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区岩本町一丁目12番3号
【電話番号】	03(5822)3010（代）
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 最高財務責任者 細野 敏
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区岩本町一丁目12番3号
【電話番号】	03(5822)3010（代）
【事務連絡者氏名】	取締役 兼 最高財務責任者 細野 敏
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(株式) その他の者に対する割当 2,799,945,000円（予定） (2021年第1回新株予約権) その他の者に対する割当 0円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 2,799,945,000円 (2021年第2回新株予約権) その他の者に対する割当 0円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 326,808,600円 (注) 上記金額は、本有価証券届出書提出日現在における見込額です。行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	32,557,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 上記普通株式（以下「本株式」といいます。）は、2021年10月15日開催の当社取締役会にて発行を決議しております。その発行については、2021年11月19日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本株式の発行及び2021年10月15日開催の当社取締役会にて本株式の発行と併せて決議した2021年第1回新株予約権（「4 新規発行新株予約権証券（2021年第1回新株予約権）（1）募集の条件」の注記において定義します。）の発行に関する議案について承認を受けることなどが条件となります。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	32,557,500株	2,799,945,000	1,399,972,500
一般募集			
計（総発行株式）	32,557,500株	2,799,945,000	1,399,972,500

(注) 1. 本株式の募集は第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
86	43	100株	2021年11月19日		2021年11月24日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ポラリス・ホールディングス株式会社 財務・経営企画本部	東京都千代田区岩本町一丁目12番3号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 日比谷支店	東京都港区西新橋1丁目3番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券（2021年第1回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	325,575個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2021年11月19日（金）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ポラリス・ホールディングス株式会社 東京都千代田区岩本町一丁目12番3号
払込期日	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないため、該当事項はありません。
割当日	2021年11月24日（水）
払込取扱場所	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないため、該当事項はありません。

(注) 1. 2021年第1回新株予約権（以下「2021年第1回新株予約権」といい、個別に又は2021年第2回新株予約権（「5 新規発行新株予約権証券（2021年第2回新株予約権）（1）募集の条件」の注記において定義します。）と総称して「本新株予約権」といいます。）は、2021年10月15日開催の当社取締役会にて発行を決議しております。その発行については、本臨時株主総会において、本株式の発行及び2021年第1回新株予約権の発行に関する議案について承認を受けることなどが条件となります。なお、2021年第1回新株予約権の発行は、有利発行（2021年第1回新株予約権の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。）に該当すると判断し、本臨時株主総会において、有利発行の承認（特別決議）（当該承認は、当該発行による大規模希薄化に対する株主の意思確認を兼ねるものとします。また、2021年第1回新株予約権の割当先に当社取締役である梅木篤郎、細野敏、マルコム・エフ・マククリーン4世、増山太郎及び橋本龍太郎が含まれ、当該取締役割り当てる2021年第1回新株予約権が会社法第361条に定める報酬等に該当する場合には、会社法第361条第1項第4号により株主総会の普通決議による承認が必要となること、当該取締役割り当てる2021年第1回新株予約権が会社法第361条に定める報酬等に該当する可能性を否定できないため、当該有利発行の承認は、会社法第361条第1項第4号の承認が必要と解釈された場合に備えて、当該承認に係る決議を兼ねるものとします。）を得ることといたしました。

2. 申込みの方法

申込取扱場所において、申込期間に新株予約権申込書を提出することにより行うものとします。

3. 上記発行数は、発行予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる2021年第1回新株予約権の数が減少することがあります。

4. 2021年第1回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5. 2021年第1回新株予約権の振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

6. 割当予定先との条件交渉の結果、新株予約権の取得条項の内容につき割当予定先間で合意に至った内容が異なることから、2021年第1回新株予約権及び2021年第2回新株予約権をそれぞれ発行することといたしました。両者の差異は、以下の規定の有無（2021年第1回新株予約権には以下の規定がある。）となります。

「当社は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日間連続して、当該時点で適用のある行使価額（ ）の130%に相当する金額を上回った場合で、かつ当該20取引日の最終日が2021年10月30日以降の日である場合、当該20取引日の最終日の翌取引日までに通知又は公告を行うことにより、2021年第1回新株予約権者が当該通知を受領した日又は当該公告の日から2週間を経過した日の到来をもって、無償で、当該時点で残存する2021年第1回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。」

（ ）参照する20取引日間それぞれの日において適用される行使価額を指します。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は普通株式の1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 2021年第1回新株予約権の目的である株式の総数は32,557,500株（2021年第1回新株予約権1個当たり100株（本(2)において、以下「割当株式数」という。））とする。但し、本「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、2021年第1回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（本(2)において、以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> $\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$ <p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4. 本「新株予約権の目的となる株式の数」欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使期間」に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 2021年第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 2021年第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 2021年第1回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。本(2)において、以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（本(2)において、以下「行使価額」という。）は、86円とする。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、2021年第1回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（本(2)において、以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる証券又は権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る対価（本号 に定義する。本(2)において、以下同じ。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(4)号 に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。但し、2021年第2回新株予約権を除く。）その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、交付される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（本(2)において、以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（本(2)において、以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号 による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数が、() 上記交付の直前の本項第(4)号 に定める既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、() 上記交付の直前の本項第(4)号 に定める既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。本 における「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式の総数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(5)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

本号における対価とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

普通株式の併合をする場合

調整後行使価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、各取引に係る基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに2021年第1回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整後行使価額の適用日以降において、次の算式により当社普通株式を追加交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、各取引に係る基準日がある場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(5)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、本項第(2)号の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、本項第(2)号及びの場合は0円とし、本項第(2)号及びの場合は本項第(2)号で定める対価の額とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく行使価額の調整に際して、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに2021年第1回新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>2,799,945,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、2021年第1回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。2021年第1回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、2021年第1回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>2021年第1回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る2021年第1回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る2021年第1回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の2021年第1回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p>

	2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 2021年第1回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2021年11月25日（当日を含む。）から2024年11月22日（当日を含む。）までとする。但し、第13項に従って当社が2021年第1回新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する2021年第1回新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとする。また、以下の期間については2021年第1回新株予約権を行使することができない。 1. 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日 2. 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 2021年第1回新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 日比谷支店
新株予約権の行使の条件	2021年第1回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日間連続して、当該時点で適用のある行使価額の130%に相当する金額を上回った場合で、かつ当該20取引日の最終日が2021年10月30日以降の日である場合、当該20取引日の最終日の翌取引日までに通知又は公告を行うことにより、2021年第1回新株予約権者が当該通知を受領した日又は当該公告の日から2週間を経過した日の到来をもって、無償で、当該時点で残存する2021年第1回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。 2. 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転につき公表し、又は当社株主総会で承認決議した場合、取得日（但し、取得日は、当該公表又は承認決議がなされた日から15取引日以内のいずれかの日とする。）の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、無償で当該取得日に残存する2021年第1回新株予約権の全部を取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。なお、2021年第1回新株予約権に係る割当契約において、譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の全ての通知が到達し、かつ本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

2. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

3. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

4. 本第三者割当により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達目的

2018年10月25日付当社プレスリリース「資本業務提携、第三者割当による新株式の発行、主要株主である筆頭株主の異動及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」及び2018年11月12日付当社プレスリリース「第三者割当による新株式の発行の払込完了に関するお知らせ」のとおり、当社及びスターアジアグループにより運用されるファンドであるStar Asia Opportunity LP(代表者:SAO GP Ltd.、所在地:The offices of Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)(以下「SAO」といいます。)及びスターアジアグループの中核的な事業会社であるStar Asia Management Ltd.(以下「SAM」といいます。)との間で資本業務提携契約を締結し、当該資本業務提携契約に基づき、SAMとの間で、当社グループ及びスターアジアグループが両者の強みを活かし協働し、人的・物的リソースを有効活用して持続的かつ安定的に成長することを目的とした業務提携を行うとともに、SAOに対して第三者割当による新株の発行を行いました。(なお、当該資本業務提携契約に基づくSAMの全ての権利義務関係は、2019年12月18日付でSAMからStar Asia Management LLC(代表者:増山太郎及びマルコム・エフ・マククリーン4世、所在地:251 Little Falls Drive, Wilmington, County of New Castle, Delaware 19808, USA)に対して承継されております。)。その後、2019年2月27日付当社プレスリリース「第三者割当による新株式の発行(現物出資(デット・エクイティ・スワップ)及び金銭出資)、定款の一部変更及び親会社の異動に関するお知らせ」及び2019年3月29日付当社プレスリリース「第三者割当による新株式の発行の払込完了に関するお知らせ」のとおり、当社グループが運営する『バリュー・ザ・ホテル』の業績の悪化に伴い資金繰りが悪化した際にSAOに対して2回目の第三者割当による新株の発行を行いました。その結果、SAO、SAOのジェネラル・パートナーであるSAO GP Ltd.(代表者:増山太郎及びマルコム・エフ・マククリーン4世、所在地:PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)及びSAO GP Ltd.の親会社であるStar Asia Group LLC(代表者:増山太郎及びマルコム・エフ・マククリーン4世、所在地:2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, Delaware 19808, USA)は当社の親会社となりました。

上記の資本業務提携以降、当社とスターアジアグループとの取り組みにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が世界規模で深刻化する以前の2020年3月期第3四半期時点において、当社グループでは、営業利益149百万円、経常利益60百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益166百万円を計上しておりました。しかし、同感染症の感染拡大以降、各国政府による渡航制限や日本政府によるイベントの自粛要請等により、訪日外国人旅行者及び国内利用客は大幅に減少し、2020年3月期は、営業利益181百万円、経常利益297百万円、親会社株主に帰属する当期純利益191百万円となりました。2021年3月期におきましては、同感染症の世界的な感染拡大は更に深刻化し、日本政府による2度の緊急事態宣言の発令や世界各国の主要都市で行われたロックダウンなどの影響により世界経済は停滞し、特に宿泊業においては、観光庁が公表している宿泊旅行統計調査によると、2020年において日本人延べ宿泊者数が前年対比40.3%減、外国人延べ宿泊者数が前年対比84.4%減と大きな打撃を受け、当社グループにおきましても売上高は、前期比45.5%減少いたしました。

このような状況の中で、当社グループでは、各ホテルの賃借料の減額、賃貸借契約の解除、フランチャイズ契約等の固定賃料が発生しない契約形態への変更交渉や人材の再配置を含む人件費の削減、運営するホテルの一部休館などのコスト削減に最大限取り組みました。更に、国や地方公共団体が公表している各種助成金等の活用やGo Toトラベルキャンペーンへも積極的に参画いたしました。

当社グループでは、上記のような取り組みを行いました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による売上高の低下の影響が甚大であった結果、2021年3月期における業績につきましては、売上高2,972百万円、営業利益1,627百万円、経常利益1,685百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,101百万円、営業活動によるキャッシュ・フロー1,510百万円となりました。その結果、当社グループの連結純資産は2021年3月期末時点において、784百万円の債務超過となり、2021年6月29日に上場廃止基準に抵触することによる上場廃止に係る猶予期間に入りました。また、2022年3月期におきましても、2021年4月25日より全国主要都市を対象として発令されました緊急事態宣言により国内における経済活動が停滞したことや新型コロナウイルス感染症に関わる水際対策強化の影響により国内への入国の制限が行われていることなどにより、国内利用客数及び訪日外国人旅行者数は、引き続き低水準で推移しております。

2022年3月期第1四半期における業績につきましては、売上高764百万円、営業利益427百万円、経常利益447百万円、親会社に帰属する四半期純利益461百万円となり、当社グループの連結純資産は2022年3月期第1四半期末時点において、1,245百万円の債務超過となりました。

当社グループは、2021年5月14日付当社プレスリリース「債務超過解消に向けた取り組みについて」のとおり、2021年3月期末時点において上場廃止基準に抵触する債務超過を計上しており、その解消が急務であると考えております。そのため、新型コロナウイルス感染症の収束時期を合理的に見通すことが困難な状況である中で、確実に債務超過の解消を行っていくためには、新株の発行を行い資本増強を行うことが必要であると考えております。

また、当社グループが確実に債務超過の解消を行っていくためには、資本増強に加えて、運転資金及び成長資金の確保が必要であると考えております。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、不足する運転資金を確保するために、2020年9月8日にメインバンクである金融機関との間で借入極度額600百万円のコミットメントライン契約を、2020年10月6日に株式会社日本政策金融公庫との間で950百万円の新型コロナ対策資本性劣後ローンに関する金銭消費貸借契約を締結し、2021年6月15日に金融機関との間で合計536百万円のコミットメントライン契約をそれぞれ締結し、資金繰りの改善を図っております。加えて、2021年5月26日に親会社であるSAOとの間で借入極度額900百万円のコミットメントライン契約を締結いたしました。また、当社は、2020年7月14日付当社プレスリリース「第三者割当による2020年第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2020年第1回新株予約権の発行及び買取契約の締結に関するお知らせ」及び2020年7月30日付当社プレスリリース「第三者割当による2020年第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び2020年第1回新株予約権の払込完了に関するお知らせ」のとおり、2020年7月30日付でCapital RE LLC（代表者：Manager Evolution Capital Management LLC、所在地：10 Stateline Road, Crystal Bay, NV89402）、に対し、総額1,500百万円の転換社債型新株予約権付社債（以下「本件CB」といいます。）及び総額約1,500百万円の新株予約権（以下「2020年新株予約権」といいます。）（2021年10月15日時点の調達額：65百万円）を発行しました。なお、本件CBの発行により調達した資金1,477百万円の資金使途は、ホテルオープンプロジェクトに係る必要資金並びに借入金の返済及び税金の支払資金であり、2021年8月31日時点で、『ベストウェスタンホテルフィーノ新横浜』、『ベストウェスタンプラス福岡天神南』及び『フィーノホテル札幌大通』のホテルオープンプロジェクトに係る必要資金として711百万円を充当しており、2023年6月までに『ベストウェスタンホテルフィーノ新横浜』及び『フィーノホテル札幌大通』の保証金として57百万円を充当する予定です。また、2021年8月31日時点で借入金の返済に423百万円、税金の支払いに136百万円を充当しており、残りの150百万円は2022年3月までに全て借入金の返済として充当する予定です。2020年第1回新株予約権の発行及び行使により調達した資金の資金使途は、ホテル事業の拡大のためのM&A資金です。2020年第1回新株予約権に係る2021年10月15日時点での調達額は65百万円であり、調達した資金は「ベストウェスタンプラス福岡天神南」のホテル建物（同物件を対象資産とする信託受益権）を取得する特別目的会社である合同会社天神ホテル管理（代表社員：一般社団法人天神ホテル管理、所在地：東京都港区虎ノ門五丁目1番4号）に対して匿名組合出資を行う資金の一部として全額充当しております。

当社グループは、上記のとおり資金の確保に努めておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受けるホテル事業をメイン事業としており、同感染症の感染拡大が、当社グループの事業活動に与える影響について、現時点で合理的に予測することが困難な状況であることを鑑みて、将来的に運転資金や借入金の返済のための資金が不足する可能性があると考えており、この点に対応する更なる資金の調達が必要だと考えております。

また、当社グループは、従前は、当社グループが所有し、かつ運営者となっているホテル物件の割合が必ずしも多くはなかったことから、賃料支払い債務等ホテル運営に係る損益分岐点を引き下げることが強固な利益基盤の構築に資すると考え、2021年3月31日付当社プレスリリース「ベストウェスタンプラス福岡天神南の購入趣旨及び今後のホテル事業の方針について」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、投資収益率及び競争力の高いホテル物件を割安に購入できる機会が増えてきているため、当社グループがホテル物件の所有者でありホテル運営者となるオーナー・オペレーターモデルへの移行を行うことをホテル事業の方針としており、2021年4月以降、当該方針に基づき、下記のとおりホテル物件に対する出資を行っております。オーナー・オペレーターモデルへ移行することで、賃料支払い債務がなくなる等ホテル運営に係る損益分岐点比率が引き下げられ、株主資本利益率（ROE）を引き上げることが期待できるとともに、ホテル物件の取引市場における流動性がコロナ禍以前の水準まで戻った際には、ホテル物件の売却による利益を計上することも期待できるため、今後もホテル物件の取得を積極的に行っていきたいと考えております。当社グループは、2021年4月27日付当社プレスリリース「匿名組合出資及び特別目的会社の連結子会社化の完了に関するお知らせ（ベストウェスタンプラス福岡天神南）」に記載のとおり、2021年4月27日に当社グループにて運営を行っております「ベストウェスタンプラス福岡天神南」のホテル建物（同物件を対象資産とする信託受益権）を取得することを目的に、合同会社天神ホテル管理に対して匿名組合出資を行い、合同会社天神ホテル管理を当社の連結子会社といたしました。また、2021年4月27日付当社プレスリリース「匿名組合出資及び新規ホテルの運営受託に関するお知らせ」に記載のとおり、当社のスポンサーであるスターアジアグループが、当社が運営しております東京都中央区に所在する新築ホテル（KOKO HOTEL 築地 銀座）（同物件の土地・建物を対象資産とする信託受益権）を特別目的会社である合同会社築地ホテル管理（代表社員者：一般社団法人築地ホテル管理、所在地：東京都港区虎ノ門五丁目1番4号）への出資を通じて取得する際、当社はオペレーターとして運営者となるのみならず、合同会社築地ホテル管理に対して匿名組合出資を行っており、当社におけるホテル事業の方針である

オーナー・オペレーターモデルへの移行を推進しております。当社グループでは引き続き、ホテル物件の取得を積極的に行っていく予定であり、ホテル物件取得のための資金を必要としております。

加えて、当社グループでは、その時期について合理的に見通すことは難しいものの、新型コロナウイルス感染症が収束し、訪日外国人旅行者も徐々に回復することを想定しております。当社グループは、既存のホテル事業を健全に運営し、その収益性を高める努力を継続する一方で、新規出店スケジュールを延期又は中止とする他のホテル運営会社もある中で、新規のホテル運営をより有利な条件下の運営契約や賃貸借契約で確保すること又はホテル物件やホテル運営会社を低価格で買収することにより、ホテル事業の収支構造を抜本的に改善させ、更に今後の収益性拡大を図る好機が到来したと考えており、引き続きホテル事業を拡大し、当社の企業価値を最大化するための資金を必要としております。

このような当社グループの現況及び戦略に鑑み、当社グループの経営に必要な資金の調達の方法につきまして検討いたしました結果、本株式及び本新株予約権の第三者割当(以下「本第三者割当」といい、本第三者割当による資金調達を「本資金調達」といいます。)により資金を調達することいたしました。

(2) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先に対し本株式及び本新株予約権を割り当て、本新株予約権については割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

本割当契約において、本新株予約権行使の確約等の条項は付されておらず、行使は割当予定先の判断によります。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(1) 資金調達の目的」に記載した資金調達の目的に合う資金調達の方法を検討していましたが、本資金調達の特徴及び「(5) 他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本株式の発行により、当初の発行時点で一定の資金を調達できるとともに、本新株予約権を組み合わせることで、株式の第三者割当のみで調達のできる金額に比べて、調達金額を増額させることができるというメリット及び本新株予約権には行使の確約条項が付されておらず、当社の株価推移によっては行使がなされない、又は、行使が進まなくなる可能性があること、割当予定先が行使により取得した、又は、既に保有している当社普通株式を市場売却することにより、株価が下落する可能性があることなどのデメリットを含め、総合的に判断し、本資金調達を採用することを決定しました。

(4) 本資金調達の特徴

発行時に一定の資金調達が可能

本株式の発行により、発行時点で一定程度の資金を調達することが可能です。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、発行当初から行使価額は原則として固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません(但し、本新株予約権発行後に時価を下回る払込価額での株式の発行等により、当社普通株式が交付され、発行済みの当社普通株式数に変更が生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、当該払込価額又は発行済みの当社普通株式数の増加率に応じて、本新株予約権の行使価額も減額する方向で調整されます。)。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から固定(36,357,600株)されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません(但し、行使価額の調整により調整を行う際は、行使価額及び割当株式数が調整される場合があります。)

本割当契約上の本新株予約権の譲渡制限

本割当契約において、本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

設計上のリスク

本新株予約権は、行使の確約条項が付されていないため、当社の株価推移によっては、行使がなされない、又は、行使が進まなくなる可能性があります。また、割当予定先が行使により取得した、又は既に保有している当社普通株式を市場売却することにより、株価が下落する可能性があります。

(5) 他の資金調達方法

新株発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。また、現時点で公募増資の引受手となる証券会社は存在しません。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

CB

CBは発行時点では全額が負債として計上されるため、行使がなされない限り債務超過の解消に貢献しないこと、現時点でCBを引き受けて頂ける投資家が見つかっていないことから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東証の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

借入れ・社債による資金調達

借入れ又は社債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が更に低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行新株予約権証券（2021年第2回新株予約権）】

(1)【募集の条件】

発行数	38,001個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2021年11月19日（金）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	ポラリス・ホールディングス株式会社 東京都千代田区岩本町一丁目12番3号
払込期日	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないため、該当事項はありません。
割当日	2021年11月24日（水）
払込取扱場所	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないため、該当事項はありません。

(注) 1. 2021年第2回新株予約権（以下「2021年第2回新株予約権」といいます。）は、2021年10月15日開催の当社取締役会にて発行を決議しております。その発行については、本臨時株主総会において、2021年第2回新株予約権の発行に関する議案について承認を受けることなどが条件となります。なお、2021年第2回新株予約権の発行は、有利発行（2021年第2回新株予約権の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。）に該当すると判断し、本臨時株主総会において、有利発行の承認（特別決議）（当該承認は、当該発行による大規模希薄化に対する株主の意思確認を兼ねるものとします。）を得ることといたしました。

2. 申込みの方法

申込取扱場所において、申込期間に新株予約権申込書を提出することにより行うものとします。

3. 上記発行数は、発行予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる2021年第2回新株予約権の数が減少することがあります。

4. 2021年第2回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5. 2021年第2回新株予約権の振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

6. 割当予定先との条件交渉の結果、新株予約権の取得条項の内容につき割当予定先間で合意に至った内容が異なることから、2021年第1回新株予約権及び2021年第2回新株予約権をそれぞれ発行することといたしました。両者の差異は以下の規定の有無（2021年第1回新株予約権には以下の規定がある。）となります。

「当社は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日間連続して、当該時点で適用のある行使価額（ ）の130%に相当する金額を上回った場合で、かつ当該20取引日の最終日が2021年10月30日以降の日である場合、当該20取引日の最終日の翌取引日までに通知又は公告を行うことにより、2021年第1回新株予約権者が当該通知を受領した日又は当該公告の日から2週間を経過した日の到来をもって、無償で、当該時点で残存する2021年第1回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。」

（ ）参照する20取引日間それぞれの日において適用される行使価額を指します。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は普通株式の1単元を100株とする単元株式制度を採用している。）
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 2021年第2回新株予約権の目的である株式の総数は3,800,100株（2021年第2回新株予約権1個当たり100株（本(2)において、以下「割当株式数」という。））とする。但し、本「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、2021年第2回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（本(2)において、以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> $\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$ <p>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>4. 本「新株予約権の目的となる株式の数」欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使期間」に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 2021年第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 2021年第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 2021年第2回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。本(2)において、以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（本(2)において、以下「行使価額」という。）は、86円とする。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、2021年第2回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（本(2)において、以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる証券又は権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る対価（本号 に定義する。本(2)において、以下同じ。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(4)号 に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。但し、2021年第1回新株予約権を除く。）その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、交付される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（本(2)において、以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（本(2)において、以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号 による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数が、() 上記交付の直前の本項第(4)号 に定める既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、() 上記交付の直前の本項第(4)号 に定める既発行普通株式数を超えない場合は、本 の調整は行わないものとする。本 における「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式の総数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(5)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

本号における対価とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

普通株式の併合をする場合

調整後行使価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

本号 乃至 の各取引において、各取引に係る基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに2021年第2回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整後行使価額の適用日以降において、次の算式により当社普通株式を追加交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、各取引に係る基準日がある場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(5)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、本項第(2)号 の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、本項第(2)号 及び の場合は0円とし、本項第(2)号 及び の場合は本項第(2)号 で定める対価の額とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく行使価額の調整に際して、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに2021年第2回新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号 の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>326,808,600円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により、行使価額が調整された場合には、2021年第2回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。2021年第2回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、2021年第2回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>2021年第2回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る2021年第2回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る2021年第2回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の2021年第2回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p>

	2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 2021年第2回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2021年11月25日（当日を含む。）から2024年11月22日（当日を含む。）までとする。但し、第13項に従って当社が2021年第2回新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する2021年第2回新株予約権については、取得のための通知又は公告がなされた日までとする。また、以下の期間については2021年第2回新株予約権を行使することができない。 1. 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日 2. 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 2021年第2回新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 日比谷支店
新株予約権の行使の条件	2021年第2回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転につき公表し、又は当社株主総会で承認決議した場合、取得日（但し、取得日は、当該公表又は承認決議がなされた日から15取引日以内のいずれかの日とする。）の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、無償で当該取得日に残存する2021年第2回新株予約権の全部を取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。なお、2021年第2回新株予約権に係る割当契約において、譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注） 前記「4 新規発行新株予約権証券（2021年第1回新株予約権）（2）新株予約権の内容等」に係る注記をご参照ください。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

6【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
5,926,698,600	160,000,000	5,766,698,600

（注）１．払込金額の総額は、下記を合算した金額であります。

本株式の払込金額の総額 2,799,945,000円

本新株予約権の払込金額の総額 0円

2021年第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 2,799,945,000円

2021年第2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 326,808,600円

２．発行諸費用の概算額は、調査費用、登記費用、弁護士費用、本臨時株主総会開催関係費用及び信託銀行費用等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

３．本新株予約権の行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。なお、本新株予約権は行使コミットメント条項がない新株予約権であることから、全額行使は保証されておりません。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

（２）【手取金の使途】

本株式及び本新株予約権の発行、並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、合計約5,766百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
新規ホテル物件取得及び新規出店資金	5,766	2021年11月～ 2024年3月
合計	5,766	

「４ 新規発行新株予約権証券（2021年第1回新株予約権）（２）新株予約権の内容等（注）４．本第三者割当により資金の調達をしようとする理由（１）資金調達の目的」に記載のとおり、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、投資収益率及び競争力の高いホテル物件を割当に購入できる機会が増えているため、当社グループがホテル物件の所有者でありホテル運営者となるオーナー・オペレーターモデルへの移行を行うことをホテル事業の方針としております。オーナー・オペレーターモデルへ移行することで、賃料支払い債務がなくなる等ホテル運営に係る損益分岐点比率が引き下げられ、株主資本利益率（ROE）を引き上げることが期待できるとともに、ホテル物件の取引市場における流動性がコロナ禍以前の水準まで戻った際には、ホテル物件の売却による利益を計上することも期待できるため、今後も積極的にホテル物件の取得を推進したいと考えております。加えて、当社グループでは、既存のホテル事業の収益性を高める努力を継続する一方で、新規出店スケジュールを延期又は中止とする他のホテル運営会社もある中で、新規のホテル運営をより有利な条件下の運営契約や賃貸借契約で確保する好機が到来したと考えております。一方で、具体的な売却案件が出てきた際には、競合が存在することが十分に考えられ、好条件の物件取得には迅速に資金手当をする必要があることから、当社グループとしてはそのための資金確保が必須であると考えております。現時点で具体化している案件はないものの、本第三者割当によって調達する資金約5,766百万円に関して、十分な集客が見込める主な都市圏（政令指定都市・中核市・全国県庁所在地）の駅前・空港・観光地・ビジネス街・繁華街等の集客エリア、または景勝地・観光地・レジャー施設・高速道路のインターチェンジ等の近隣に所在する立地において、当社グループがオペレーターとして高い競争力またはポテンシャルがあると総合的に判断できるホテルをメインターゲットとして、新規ホテル物件の取得や新規出店の際に必要な資金に充当する予定であります。具体的な充当先が決定した場合には、適時適切に公表いたします。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また株価が長期的に行使価額を下回る状況等では権利行使が行われない可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達した資金は、その時点の事業環境、財務状況等に鑑み、適切に充当する方針です。

以上の施策を目的として、当社は2021年10月15日開催の当社取締役会において、本株式及び本新株予約権の発行を決定いたしました。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、調達した資金は当社預金口座で保管する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

本株式及び2021年第1回新株予約権

SAO

a. 割当予定先の概要	名称	Star Asia Opportunity LP	
	所在地	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	国内に事務所が存在しないため、該当事項はありません。	
	出資額	出資額の記載については、割当予定先の方針により控えさせていただきます。	
	組成目的	投資	
	主たる出資者及びその出資比率	Gotham Principal Investments LLC : 1% その他の出資者については、国外の機関投資家により構成されておりますが、具体的な名称及び出資比率の記載については、割当予定先の方針により控えさせていただきます。	
	業務執行組合員又はこれに類する者	名称	SAO GP Ltd.
		本店の所在地	The offices of Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
		国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	国内に事務所が存在しないため、該当事項はありません。
		代表者の役職及び氏名	Director : マルコム・エフ・マククリーン4世、増山 太郎
資本金		50,000米ドル	
事業の内容		ファンドの運用及び管理	
主たる出資者及びその出資比率		Tsuru SAO LLC (50%) Suzaku SAO LLC (50%)	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：43,113,462株 (2021年9月30日現在の当社発行済株式総数に対する持株比率は73.05%)	
	人事関係	当社は、割当予定先が属するスターアジアグループより執行役員1名及び従業員1名の派遣を受けております。	
	資金関係	当社は割当予定先との間で、2018年12月21日付で金940,000,000円の金銭消費貸借契約（利率：10%、返済期限：2019年3月31日）を締結し、金940,000,000円を借り入れております。	
	技術又は取引等関係	割当予定先はスターアジアグループにより運用されるファンドであり、当社とスターアジアグループは業務提携関係にあります。	
c. 提出者と割当予定先の業務執行組合員であるSAO GP Ltd.との間の関係	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等関係	SAO GP Ltd.はスターアジアグループに属しており、当社とスターアジアグループは業務提携関係にあります。	

Four Quadrant Global Real Estate Partners

a. 割当予定先の概要	名称	Four Quadrant Global Real Estate Partners		
	所在地	1133 Yonge St. 4th Floor, Toronto, ON Canada M4T 2Y7		
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。		
	出資額	1,300百万加ドル（2021年8月30日現在）		
	組成目的	投資		
	主たる出資者及びその出資比率	個人投資家：90% ファンド：7% 年金：1% その他投資家：3%		
	業務執行組合員又はこれに類する者	名称	Four Quadrant GP Inc.	
		本店の所在地	1133 Yonge St. 4th Floor, Toronto, ON Canada M4T 2Y7	
		国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	国内に事務所が存在しないため、該当事項はありません。	
		代表者の役職及び氏名	Director : Gigi Wong、Ugo Bizzarri	
資本金		100加ドル		
事業の内容		投資		
主たる出資者及びその出資比率		該当事項はありません。		
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。		
	人事関係	該当事項はありません。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。		
c. 提出者と割当予定先の業務執行組合員であるFour Quadrant GP Inc.との関係	出資関係	該当事項はありません。		
	人事関係	該当事項はありません。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。		

Hazelview Global Real Estate Fund

a. 割当予定先の概要	名称	Hazelview Global Real Estate Fund
	所在地	1133 Yonge St. 4th Floor, Toronto, ON Canada M4T 2Y7
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	出資額	170百万加ドル（2021年8月30日現在）
	組成目的	投資
	主たる出資者及びその出資比率	個人：99% ファンド：1%未満 年金：1%未満 その他投資家：1%未満
	業務執行組合員又はこれに類する者	該当事項はありません。（Investment Fund Manager兼 Trustee：Hazelview Securities Inc.）
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

EVO FUND

a. 割当予定先の概要	名称	EVO FUND （エボ ファンド）
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりとなっております。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	払込資本金：1米ドル
	事業の内容	ファンド運用 金融商品取引業
	主たる出資者及びその出資比率	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. （Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有）（2021年3月31日時点）
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

（注） EVO FUNDはケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社であり、業務執行組合員又はこれに類する者について該当事項はありません。

Charlestown Energy Partners, LLC

a . 割当予定先の概要	名称	Charlestown Energy Partners, LLC
	本店の所在地	17 State Street, Suite 3811, New York NY 10004, USA
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	Robert Bose, Managing Member
	資本金	13百万米ドル
	事業の内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	Raj Maheshawari (indirect owner) : 80%
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

マルコム・エフ・マククリーン4世

a . 割当予定先の概要	氏名	マルコム・エフ・マククリーン4世
	住所	Greenwich, CT, USA
	職業の内容	ポラリス・ホールディングス株式会社 取締役
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：980,392株（2021年9月31日現在） 割当予定先は、当社株式を43,113,462株（2021年9月30日現在の当社発行済株式総数に対する持株比率は73.05%）保有しているSA0 の出資者であるGotham Principal Investments LLCの出資持分の50%を保有しています。 また、割当予定先は、SA0 の業務執行組合員であるSA0 GP Ltd.のDirectorであるとともに、SA0 GP Ltd.の親会社であるStar Asia Group LLCのDirectorであり、Star Asia Group LLCの出資持分の50%を実質的に保有しています。
	人事関係	マルコム・エフ・マククリーン4世氏は、当社の取締役であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

増山太郎

a . 割当予定先の概要	氏名	増山 太郎
	住所	Honolulu, HI, USA
	職業の内容	ポラリス・ホールディングス株式会社 取締役
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：980,392株（2021年9月30日現在） 割当予定先は、当社株式を43,113,462株（2021年9月31日現在の当社発行済株式総数に対する持株比率は73.05%）保有しているSAO の出資者であるGotham Principal Investments LLCの出資持分の50%を保有しています。 また、割当予定先は、SAO の業務執行組合員であるSAO GP Ltd.のDirectorであるとともに、SAO GP Ltd.の親会社であるStar Asia Group LLCのDirectorであり、Star Asia Group LLCの出資持分の50%を実質的に保有しています。
	人事関係	増山太郎氏は、当社の取締役であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

橋本龍太郎

a . 割当予定先の概要	氏名	橋本 龍太郎
	住所	東京都渋谷区
	職業の内容	ポラリス・ホールディングス株式会社 取締役
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：98,039株（2021年9月30日現在）
	人事関係	橋本龍太郎氏は、当社の取締役であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

Joseph Altwasser

a . 割当予定先の概要	氏名	Joseph Altwasser
	住所	Kelowna, BC, Canada
	職業の内容	Star Asia Management Limitedの従業員
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

梅木篤郎

a. 割当予定先の概要	氏名	梅木 篤郎
	住所	東京都杉並区
	職業の内容	ポラリス・ホールディングス株式会社 代表取締役社長
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	梅木篤郎氏は、当社の代表取締役社長であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

細野敏

a. 割当予定先の概要	氏名	細野 敏
	住所	東京都江東区
	職業の内容	ポラリス・ホールディングス株式会社 取締役
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：39,215株（2021年9月30日現在）
	人事関係	細野敏氏は、当社の取締役であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

田口洋平

a. 割当予定先の概要	氏名	田口 洋平
	住所	東京都世田谷区
	職業の内容	ポラリス・ホールディングス株式会社 従業員
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	田口洋平氏は、当社の従業員であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

2021年第2回新株予約権
ドイツ銀行ロンドン支店

a. 割当予定先の概要	名称	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft)
	本店の所在地	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ12 (Tanusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 (2020年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)) 2021年6月29日関東財務局長に提出 有価証券報告書(2020年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日))の訂正報告書 2021年6月29日関東財務局長に提出 半期報告書 (2021年度中(自 2021年1月1日 至 2021年6月30日)) 2021年9月29日関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	借入取引等

(注) 割当予定先の概要の欄は、特記する事項を除き、2020年12月31日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

「4 新規発行新株予約権証券(2021年第1回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注) 4. 本第三者割当により資金の調達をしようとする理由 (1) 資金調達の目的」に記載のとおり、当社グループにおいて債務超過を解消すること及び資金調達を行うことが必要である中で、当社は、資本業務提携を行うスターアジアグループが運営するファンドの一つのSA0 との間で2021年4月以降に協議を行い、当社グループを取り巻く経営環境及び経営状況、財務基盤強化及び資金調達の必要性並びに当社単独で資本性の資金調達を市場から行うことの難しさについて十分にご理解いただき、本株式及び2021年第1回新株予約権の割当予定先となることを了承していただき、当社としても今後の中長期的なスターアジアグループとの関係強化のために当社の親会社でもあるSA0 を本株式及び2021年第1回新株予約権の第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

また、債務超過の解消及び資金調達を検討するにあたり、SA0 に対する本株式及び2021年第1回新株予約権の第三者割当による流動株式比率の低下を可能な限り抑えるために、スターアジアグループの協力のもと、2021年5月以降、スターアジアグループ以外の複数の第三者投資家とも協議を並行して行い、当社グループを取り巻く経営環境及び経営状況並びに財務基盤強化及び資金調達の必要性について十分にご理解いただいた上で、Four Quadrant Global Real Estate Partners、Hazelview Global Real Estate Fund、EVO FUND及びCharlestown Energy Partners, LLCに本株式及び2021年第1回新株予約権の割当予定先となること及びドイツ銀行ロンドン支店に2021年第2回新株予約権の割当先となることをそれぞれ了承していただき、当社はそれぞれの割当先として選定いたしました。なお、当社は、SA0 、Four Quadrant Global Real Estate Partners、Hazelview Global Real Estate Fund、EVO FUND及びCharlestown Energy Partners, LLCの各割当予定先との間の本株式に係る第三者割当(以下「本株式第三者割当」といいます。)に関する条件交渉に関する協議において、当社が2021年第1回新株予約権を無償で当該各割当予定先に付与することが議論の俎上に上がり、当社グループを取り巻く経営環境及び経営状況並びに財務基盤強化及び資金調達の必要性、そして資本性資金調達に関わる選択肢が他に無いことに鑑み、本株式第三者割当の各割当予定先に対して2021年第1回新株予約権を無償で付与してでも、本株式を引き受けて頂くことが、当社の運営に寄与するものであり、無償の新株予約権であってもその行使時には資金を調達できることは当社にとっての利益となると判断し、かかる付与を行うことといたしました。

加えて、本第三者割当を実行するにあたり、Four Quadrant Global Real Estate Partners、Hazelview Global Real Estate Fund、EVO FUND及びCharlestown Energy Partners, LLCより、当該投資家と利害をともにするための当社及びスターアジアグループの役職員による出資(いわゆるセーム・ボート出資)の有無に関する打診があり、中長期的な当社の成長及び企業価値向上の実現に向けた当社及びスターアジアグループの役職員のコミットメントを確固たるものとし、そのための当社の財務基盤強化への当社及びスターアジアグループの役職員の決意を上記各割当予定先に対して表明するため、同等の条件での出資を求めるべきとの判断から、当社の取締役5名、当社のホテル事業の本部長従業員1名、当社の事業への貢献のあるスターアジアグループ従業員1名をそれぞれ本株式及び2021年第1回新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

なお、過去に当社の資金調達を実施した際にアレンジャーを務めたEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注) 本株式及び本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割り当てようとする株式及び新株予約権の目的となる株式の数

割当予定先に割り当てる本株式及び本新株予約権の目的である株式の数は、以下のとおりです。

本株式

SAO	24,180,200株
Four Quadrant Global Real Estate Partners	3,924,400株
Hazelview Global Real Estate Fund	1,308,100株
EVO FUND	1,162,700株
Charlestown Energy Partners, LLC	639,500株
マルコム・エフ・マククリーン4世	581,300株
増山太郎	581,300株
橋本龍太郎	58,100株
Joseph Altwasser	58,100株
梅木篤郎	23,200株
細野敏	23,200株
田口洋平	17,400株

2021年第1回新株予約権

SAO	24,180,200株
Four Quadrant Global Real Estate Partners	3,924,400株
Hazelview Global Real Estate Fund	1,308,100株
EVO FUND	1,162,700株
Charlestown Energy Partners, LLC	639,500株
マルコム・エフ・マククリーン4世	581,300株
増山太郎	581,300株
橋本龍太郎	58,100株
Joseph Altwasser	58,100株
梅木篤郎	23,200株
細野敏	23,200株
田口洋平	17,400株

2021年第2回新株予約権

ドイツ銀行ロンドン支店	3,800,100株
-------------	------------

(4) 株券等の保有方針

SA0

割当予定先であるSA0 は、本株式及び2021年第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、基本的な方針として、中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨を書面により確認しております。

Four Quadrant Global Real Estate Partners

割当予定先であるFour Quadrant Global Real Estate Partnersは、純投資を目的としており、本株式及び2021年第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本株式及び2021年第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

Hazelview Global Real Estate Fund

割当予定先であるHazelview Global Real Estate Fundは、純投資を目的としており、本株式及び2021年第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本株式及び2021年第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

EVO FUND

割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、本株式及び2021年第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本株式及び2021年第1回新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

Charlestown Energy Partners, LLC

割当予定先であるCharlestown Energy Partners, LLCは、純投資を目的としており、本株式及び2021年第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本株式及び2021年第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。

マルコム・エフ・マククリーン4世

割当予定先であるマルコム・エフ・マククリーン4世氏は、本株式及び2021年第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、基本的な方針として、中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨を書面により確認しております。

増山太郎

割当予定先である増山太郎氏は、本株式及び2021年第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、基本的な方針として、中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨を書面により確認しております。

橋本龍太郎

割当予定先である橋本龍太郎氏は、本株式及び2021年第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、基本的な方針として、中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨を書面により確認しております。

Joseph Altwasser

割当予定先であるJoseph Altwasser氏は、本株式及び2021年第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、基本的な方針として、中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨を書面により確認しております。

梅木篤郎

割当予定先である梅木篤郎氏は、本株式及び2021年第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、基本的な方針として、中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨を書面により確認しております。

細野敏

割当予定先である細野敏氏は、本株式及び2021年第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、基本的な方針として、中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨を書面により確認しております。

田口洋平

割当予定先である田口洋平氏は、本株式及び2021年第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、基本的な方針として、中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨を書面により確認しております。

ドイツ銀行ロンドン支店

割当予定先は、投資銀行業務に基づく投資有価証券として2021年第2回新株予約権を保有する予定であり、2021年第2回新株予約権の行使以降は、株価及び出来高の状況等により、保有株式を売却する可能性があること口頭により確認しております。

また、本割当契約に基づき、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要します。割当予定先から本新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとし、承認が行われた場合には、その旨を開示いたします。

なお、当社は、本株式の割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東証に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

SA0

割当予定先であるSA0の保有財産の裏付けとなる2021年10月5日時点におけるCapital Call Notice及び証券口座の残高報告書を確認しており、払込期日において本株式の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び2021年第1回新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

Four Quadrant Global Real Estate Partners

割当予定先であるFour Quadrant Global Real Estate Partnersの保有財産の裏付けとなる金融機関の2021年10月6日時点における現金の残高報告書を確認しており、払込期日において本株式の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び2021年第1回新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

Hazelview Global Real Estate Fund

割当予定先であるHazelview Global Real Estate Fundの保有財産の裏付けとなる金融機関の2021年10月6日時点における現金の残高報告書を確認しており、払込期日において本株式の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び2021年第1回新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

EVO FUND

割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2021年9月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本株式の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び2021年第1回新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

なお、2021年第1回新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に2021年第1回新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定

されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は2021年第1回新株予約権の行使にあっても十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本株式の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び2021年第1回新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

Charlestown Energy Partners, LLC

割当予定先であるCharlestown Energy Partners, LLCの保有財産の裏付けとなる金融機関の2021年9月30日時点における残高報告書を確認しており、払込期日において本株式の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び2021年第1回新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

マルコム・エフ・マククリーン4世

割当予定先であるマルコム・エフ・マククリーン4世氏から2021年9月29日付の金融機関の残高証明書の提出を受け、払込期日において本株式の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び2021年第1回新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

増山太郎

割当予定先である増山太郎氏から2021年9月29日付の金融機関の残高証明書の提出を受け、払込期日において本株式の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び2021年第1回新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

橋本龍太郎

割当予定先である橋本龍太郎氏から2021年10月11日付の金融機関の残高証明書の提出を受け、払込期日において本株式の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び2021年第1回新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

Joseph Altwasser

割当予定先であるJoseph Altwasser氏から2021年10月8日付の金融機関の残高証明書の提出を受け、払込期日において本株式の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び2021年第1回新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

梅木篤郎

割当予定先である梅木篤郎氏から2021年10月6日時点の預金通帳の写しの提出を受け、払込期日において本株式の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び2021年第1回新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

細野敏

割当予定先である細野敏氏から2021年10月4日付の金融機関の残高証明書の提出を受け、払込期日において本株式の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び2021年第1回新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

田口洋平

割当予定先である田口洋平氏から2021年10月4日付の金融機関の残高証明書の提出を受け、払込期日において本株式の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び2021年第1回新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

ドイツ銀行ロンドン支店

割当予定先であるドイツ銀行ロンドン支店からは、2021年第2回新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の直近の通期レポート(2021年3月12日提出)に記載されている財務諸表等から、純資産額は547億ユーロ(約7兆2,279億円、換算レート1ユーロ131.93円(2021年9月6日の仲値))(連結、2020年12月31日現在)であると確認していることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるSA0、Four Quadrant Global Real Estate Partners、Hazelview Global Real Estate Fund、EVO FUND及びCharlestown Energy Partners, LLCより、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の説明を受け、これに関する表明書を受領しております。また、当社においても独自に専門の調査機関（株式会社東京エス・アール・シー 代表者：中村勝彦、所在地：東京都目黒区上目黒4丁目26番4号）に調査を依頼し、2021年10月13日付で調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、割当予定先、当該割当予定先の主な出資者並びに及びの代表者及び役員が特定団体等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東証に提出しております。

また、当社は、割当予定先であるマルコム・エフ・マククリーン4世氏、増山太郎氏、橋本龍太郎氏、Joseph Altwasser氏、梅木篤郎氏、細野敏氏及び田口洋平氏より、特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の説明を受け、これに関する表明書を受領しております。また、当社においても独自に専門の調査機関（株式会社東京エス・アール・シー 代表者：中村勝彦、所在地：東京都目黒区上目黒4丁目26番4号）に調査を依頼し、2021年10月13日付で調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、割当予定先が特定団体等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東証に提出しております。

更に、割当予定先であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ユーロ圏の中央銀行である欧州中央銀行（European Central Bank）及びドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht（BaFin））の監督及び規制を受けております。また、割当予定先は、イングランド銀行（Bank of England）（ブルーデンス規制機構（Prudential Regulation Authority））及び英国金融行為監督機構（Financial Conduct Authority）の監督及び規制を受けております。

また、ドイツ銀行は本邦にも東京支店を有しており、外国銀行支店として銀行法に基づき金融庁の監督及び規制を受けており、ドイツ銀行グループの国内法人であるドイツ証券株式会社は、金融商品取引業者として登録済み（登録番号：関東財務局長（金商）第117号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会）に所属し、その規則の適用を受けております。

当社は、欧州中央銀行ホームページ、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等でドイツ銀行の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「反社会的勢力」といいます。）ではなく、かつ反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本株式には譲渡制限は付されていません。

本新株予約権については、当社及び本新株予約権の割当予定先が締結予定の本割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本株式

当社は、本株式の評価について、当社、支配株主及び割当予定先から独立した第三者算定機関（株式会社KPMG FAS、代表者：知野 政彦、松下 修、岡田 光、所在地：東京都千代田区大手町1丁目9番5号）に依頼しました。当該算定機関は、他の企業価値評価モデルとの比較及び検討を実施した上で、インカムアプローチであるDCF法及びマーケット・アプローチである市場株価平均法を用いて本株式の評価を実施しています。当該算定機関は、当社が継続企業であることを前提として、当社が提供した2022年3月期から2024年3月期までの事業計画に基づき、DCF法による評価を実施しています。なお、当該算定期間は、当社から提供を受けた情報及び一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が正確かつ完全であることを前提としており、それらの採用した情報の正確性及び完全性について独自の検証は実施しておりません。

当社は、当該算定機関が上記前提条件をもとに算定した評価額のレンジである68円～131円も参考に検討した上で、割当予定先との間での協議を経て、発行価額につき、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日の東証における当社株式の終値である86円といたしました。当該価格を採用したのは、当社として、直近における株価が当社の実態をより適切に表していると考えられ、客観性が高く合理的であると判断したためです。なお、本株式の発行価額は、当該直前取引日までの1ヶ月間の東証における当社株式の終値平均である89円に対しては、3.37%のディスカウント、当該直前取引日までの3ヶ月間の東証における当社株式の終値平均である88円に対しては、2.27%のディスカウント、当該直前取引日までの6ヶ月間の東証における当社株式の終値平均である101円に対しては、14.85%のディスカウントとなっております。当社は現在、「4 新規発行新株予約権証券（2021年第1回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）4．本第三者割当により資金の調達をしようとする理由（1）資金調達の目的」に記載のとおり、上場廃止基準に抵触する債務超過を計上しており、その解消を行っていくための資本増強を行うこと並びに新規ホテル物件取得及び新規出店資金を確保することが必要であり、大規模な資本増強が必要な状況にあります。当社としては、本資金調達によって、当社の運営に寄与するものと判断しており、株主の皆様のご理解が得られるものと判断いたしました。

なお、監査等委員会からは、本株式第三者割当について、大規模な希薄化を伴うこととなるが、資金繰り悪化による破綻の可能性を回避して当社の株主の皆様が株式価値が喪失する事態を避けるものであり、また、本株式第三者割当により調達した資金を新規ホテル物件取得及び新規出店資金に充当することにより今後の当社の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上に資する上、本株式第三者割当の発行価額は、当社の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、割当予定先に特に有利でなく、本株式第三者割当は有利発行に該当しないと判断できることも踏まえると、取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見が表明されております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価について、当社、支配株主及び割当予定先から独立した第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、所在地：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）に依頼しました。当該算定機関は、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。

また、当該算定機関は当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性等について一定の前提（当社の株価（86円）、ボラティリティ（40%）、予想配当額（0円）、無リスク利率（0.1%）、割当予定先は株価が権利行使価額を上回る場合に出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を行うものと想定していること等を含みます。）を考慮して本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件をもとに算定した評価額（2021年第1回新株予約権：19円、2021年第2回新株予約権19円）も参考に検討した上で、割当予定先との間での協議を経て、2021年第1回新株予約権及び2021年第2回新株予約権1個当たりの払込金額を無償と決定しました。本新株予約権は、評価額に関わらず無償での発行となるため、上記のとおり評価額は少額であるものの、会社法第239条第2項第1号に規定される割当予定先にとって特に有利な条件に該当することから、本臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様のご承認を得ることを予定しております。当社は現在、「4 新規発行新株予約権証券（2021年第1回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）4．本第三者割当により資金の調達をしようとする理由（1）資金調達の目的」に記載のとおり、大規模な資本増強が必要な状況にあります。当社としては、本資金調達によって、当社の運営に寄与するものと判断しており、株主の皆様のご理解が得られるものと判断いたしました。

なお、監査等委員会からは、本新株予約権の割当について、大規模な希薄化を伴うこととなるが、資金繰り悪化による破綻の可能性を回避して当社の株主の皆様が株式価値が喪失する事態を避けるものであり、また、本新株予約権の割当により調達した資金を新規ホテル物件取得及び新規出店資金に充当することにより今後の当社の

成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上に資することから、新株予約権と引換に金銭の払込みを要しないこととする点に関しては特に有利な金額による発行に該当するものの、本臨時株主総会において有利発行に係る特別決議による承認を得る予定であることその他法令上必要となる手続が行われること等を踏まえ、取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見が表明されております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本株式の発行数は32,557,500株(議決権ベースで325,575個)で固定されており、また、本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は、最大で2021年第1回新株予約権32,557,500株(議決権ベースで325,575個)、2021年第2回新株予約権3,800,100株(議決権ベースで38,001個)であり、その合計数は68,915,100株(議決権ベースで689,151個)となります。

なお、かかる最大の株式数は、2021年9月30日現在の当社発行済株式総数59,018,889株(議決権数590,101個)に対して116.8%(議決権ベースで116.8%)となります。したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東証の有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて株主の皆様の意思確認手続を取らせていただくことといたしました。

なお、本新株予約権の行使により新たに発行される予定の最大株式数と、直近6ヶ月間の一日当たりの平均出来高159,666株と比較した場合、当該平均出来高は、当該最大交付株式数36,357,600株の約0.44%程度であります。

本第三者割当によって、大規模な希薄化を伴うこととなりますが、資金繰り悪化による破綻の可能性を回避して当社の株主の皆様の株式価値が喪失する事態を避けるものであり、また、本第三者割当により調達した資金を新規ホテル物件取得及び新規出店資金に充当することにより今後の当社の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上に資することから、発行数量及び希薄化の根拠においても合理性があるものと判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本株式の発行に係る新規発行株式数32,557,500株に係る議決権数325,575個と、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数36,357,600株に係る議決権数363,576個を合算した株式数は68,915,100株(議決権数689,151個)であり、当社の総議決権数590,101個(2021年9月31日現在)に占める割合が116.8%と、25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
Star Asia Opportunity III LP (常任代理人 みずほ証券株式会社)	PO BOX 309, UGLAND HOUSE GRAND CAYMAN KY1-1104 CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア)	43,113,462	73.06	91,473,862	71.51
Four Quadrant Global Real Estate Partners	1133 Yonge St. 4th Floor, Toronto, ON Canada M4T 2Y7			7,848,800	6.14
ドイツ銀行ロンドン支店	ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌスアンラーゲ12 (Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)			3,800,100	2.97
Hazelview Global Real Estate Fund	1133 Yonge St. 4th Floor, Toronto, ON Canada M4T 2Y7			2,616,200	2.05
EVO FUND	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands			2,325,400	1.82
マルコム・エフ・マククリーン 4世 (常任代理人 みずほ証券株式会社)	Pacific Palisades, CA, USA (東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア)	980,392	1.66	2,142,992	1.68
増山 太郎 (常任代理人 みずほ証券株式会社)	New York, NY, USA (東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア)	980,392	1.66	2,142,992	1.68
Charlestown Energy Partners, LLC	17 State Street, Suite 3811, New York NY 10004, USA			1,279,000	1.00
村山 信也	東京都西多摩郡瑞穂町	478,400	0.81	478,400	0.37
落合 宏一	神奈川県川崎市幸区	255,000	0.43	255,000	0.20
計		45,807,646	77.63	114,362,746	89.40

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2021年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2021年9月30日現在の総議決権数590,101個に、本株式の発行により増加する議決権数(325,575個)及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の総数に係る議決権数(363,576個)を加えた数で除して算出した数値となります。

3. 割当予定先の「割当予定後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。Four Quadrant Global Real Estate Partners、Hazelview Global Real Estate Fund、EVO FUND及びCharlestown Energy Partners, LLCより、本株式及び2021年第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式につき、ドイツ銀行ロンドン支店より2021年第2回新株予約権の行使により取得する当社普通株式につき、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合は可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨を口頭にて確認しております。このため、Four Quadrant Global

Real Estate Partners、Hazelview Global Real Estate Fund、EVO FUND及びCharlestown Energy

Partners, LLCにつき、本株式及び2021年第1回新株予約権の行使により取得する当社普通株式について、

また、ドイツ銀行ロンドン支店につき、2021年第2回新株予約権の行使により取得する当社普通株式について長期保有は見込まれない予定です。

4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

後記(3)に記載のとおり、本第三者割当は、大規模な第三者割当に該当しますが、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の具体的な資金使途に係る資金を調達するために必要な資金調達方法であるところ、既存株主の皆様には将来的な株式の希薄化による既存株主持分割合への影響を招くこととなりますが、上記の具体的な資金使途に本第三者割当による調達資金を充当することが将来の当社の存続及び発展に寄与するものと考えており、当社としましては、将来に向けた事業拡大及び収益向上による企業価値向上につながり、既存株主の皆様の共同の利益が不利益を上回り、株主の皆様利益に資するものであると考えております。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本株式の発行数は32,557,500株（議決権ベースで325,575個）で固定されており、また、本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は、最大で36,357,600株（議決権ベースで363,576個）であり、その合計数は68,915,100株（議決権ベースで689,151個）となります。

なお、かかる最大の株式数は、2021年9月30日現在の当社発行済株式総数59,018,889株（議決権数590,101個）に対して116.8%（議決権ベースで116.8%）となります。したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東証の有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて株主の皆様意思確認手続を取らせていただくことといたしました。

なお、本新株予約権の行使により新たに発行される予定の最大株式数と、直近6ヶ月間の一日当たりの平均出来高159,666株と比較した場合、当該平均出来高は、当該最大交付株式数36,357,600株の約0.44%程度であります。

本第三者割当によって、大規模な希薄化を伴うこととなりますが、資金繰り悪化による破綻の可能性を回避して当社の株主の皆様株式価値が喪失する事態を避けるものであり、また、本第三者割当により調達した資金を新規ホテル物件取得及び新規出店資金に充当することにより今後の当社の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上に資することから、発行数量及び希薄化の根拠においても合理性があるものと判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当により発行される本株式及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数68,915,100株に係る議決権数は689,151個となり、当社の総議決権数590,101個（2021年9月30日現在）に占める割合が116.8%と25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当します。本第三者割当は、東証有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議などによる株主意思確認手続のいずれかが必要となります。そこで、当社は、本臨時株主総会に付議する本第三者割当の必要性及び相当性をそれぞれご説明した上で、本株式第三者割当については普通決議、本新株予約権の割当については有利発行の承認を兼ねるため特別決議により承認されることをもって、株主の皆様意思確認手続を行う予定です。

また、本株式第三者割当及び2021年第1回新株予約権に係る第三者割当（以下「2021年第1回新株予約権割当」といいます。）は支配株主との取引等に該当するところ、当社及び支配株主との間に利害関係を有しない社外有識者である弁護士金井曉氏（大知法律事務所代表弁護士）及び東証の定めに基づく独立役員である当社の社外取締役2名（半田高史氏及び北添裕己氏）の計3名を委員とする第三者委員会（以下「本委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当が少数株主にとって不利益でないことについて意見を求めました。当社は、本委員会に対して、現時点における当社の財政状態や経営成績、調達の目的及び理由、発行価額算定の根拠、調達資金の使途等について具体的に説明を行い、本委員会はこれを踏まえて慎重に審議・検討を行いました。

その結果、当社は本委員会から、次に掲げる理由により、本株式第三者割当及び2021年第1回新株予約権割当が少数株主にとって不利益でないとの意見書を2021年10月15日付で入手しております。

本株式第三者割当及び2021年第1回新株予約権割当の必要性

「4 新規発行新株予約権証券（2021年第1回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）4. 本第三者割当により資金の調達をしようとする理由（1）資金調達の目的」に記載のとおり、発行会社は、新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大した影響により、2021年3月期末時点において784百万円の債務超過に陥り、上場廃止基準に抵触し、発行会社株式は、2023年3月31日までの上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となっている。また、発行会社は、2022年3月期においても、2022年3月期第1四半期末時点で1,245百万円の債務超過となった。

以上の状況から、発行会社における債務超過の解消は喫緊の課題である。そして、新型コロナウイルス感染症の収束時期を合理的に見通すことが困難な状況である中で、確実に債務超過の解消を行っていくためには、株式や新株予約権の発行を行って資本増強を行う必要性が認められる。

これに加えて、発行会社が確実に債務超過の解消を行っていくためには、債務超過解消のための資本増強のみならず、運転資金及び成長資金の確保が必要であると考えられる。

すなわち、発行会社グループは、「4 新規発行新株予約権証券(2021年第1回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注)4. 本第三者割当により資金の調達をしようとする理由(1) 資金調達の目的」に記載のとおり、借入れや本件CB等の発行による資金調達に努めているものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響が大きいホテル事業をメイン事業としており、同感染症の感染拡大が、発行会社グループの事業活動に与える影響について、現時点で合理的に予測することが困難な状況であることに鑑みれば、一時的に債務超過の状況が解消されたとしても、将来的に運転資金や借入金の返済のための資金が不足する可能性があり、さらなる資金が必要となるといえる。

また、発行会社は、本第三者割当による調達資金を、「4 新規発行新株予約権証券(2021年第1回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注)4. 本第三者割当により資金の調達をしようとする理由(1) 資金調達の目的」記載のオーナー・オペレーターモデルに移行することを目的とした新規ホテル物件の取得に必要な資金に充当することを予定しているが、このようなオーナー・オペレーターモデルへの移行により、株主資本利益率(ROE)の向上やホテル物件の売却による利益の計上が期待できるとのことである。さらに、「4 新規発行新株予約権証券(2021年第1回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注)4. 本第三者割当により資金の調達をしようとする理由(1) 資金調達の目的」記載のとおり、コロナ禍においては新規出店を差し控えているホテル運営会社も存在し、新規のホテル運営をより有利な条件下で確保することが可能となる好機が到来していることから、これらの資金用途について特段不合理な点は見当たらない。

よって、本株式第三者割当及び2021年第1回新株予約権割当の必要性は認められる。

本株式第三者割当及び2021年第1回新株予約権割当の相当性

(ア) 手法としての本株式第三者割当及び2021年第1回新株予約権割当の合理性

資本増強のために行われる本株式の発行は、発行会社が2021年5月14日付で公表した債務超過の解消に向けた基本方針にも沿うものであり、資本金調達に関わる選択肢が他にないものと認められる。

なお、発行会社は、資本金調達の手法として、(a)公募増資による新株発行及び(b)株主割当増資も検討しているが、(a)については時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、発行会社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であることや、検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資の実施の可否についてもその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、資金調達の機動性という観点から問題があることに加えて、現時点で公募増資の引受手となる証券会社は存在しないこと、(b)については、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、資金調達可能額の目処を立てることが困難であることなどから、いずれも今回の資金調達方法として適当でないと判断したとのことであり、かかる判断には合理性が認められる。その他、新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)も検討しているが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界があること、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、発行会社が直近2年間に於いて経常赤字を計上しており、東証の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができないことなどから、今回の資金調達方法として適当でないと判断したとのことであり、かかる判断にも特段不合理な点は見認められない。また、2021年第1回新株予約権が発行されることとなった経緯は、本株式の引受にかかる条件交渉を行った際、発行会社が2021年第1回新株予約権を無償で、割当予定先であるSA0、並びに、Four Quadrant Global Real Estate Partners、Hazelview Global Real Estate Fund、EVO FUND及びCharlestown Energy Partners, LLC(上記4者を併せて、以下「割当予定先(投資家)」という。)に付与することが議論の俎上に上がったことによるものであるが、その行使時には相応の資金を調達でき、本株式のみによって調達できる金額に比べて調達金額を増額できること等を含めて発行会社の企業価値向上に資すると判断されたものであることからすれば、手法としての本株式第三者割当及び2021年第1回新株予約権割当を選択したことについては合理性があると考えられる。

(イ) 支配株主であるSA0を割当予定先としたことの合理性

「1 割当予定先の状況(2) 割当予定先の選定理由」によれば、発行会社は、今後の中長期的なスターアジアグループとの関係強化という観点から、発行会社の親会社であるSA0が割当先として適当であると判断したとのことであり、支配株主であるSA0を本株式第三者割当及び2021年第1回新株予約権割当の割当予定先としたことは合理性があると思料する。

(ウ) 発行条件及び交渉過程の合理性

発行会社とSA0との間で締結される予定の本株式にかかる第三者割当契約ドラフト及び2021年第1回新株予約権割当契約のドラフトについては、光和総合法律事務所の助言を踏まえて適切に交渉・作成が進められていることを確認している。

発行条件のうち特に本株式の発行価額について、既存株主保護のためにできる限り時価に近い金額とすることに加え、直近における株価が発行会社の実態をより適切に表しており、客観性が高く合理的であると考えられたため、SAO 及び割当予定先（投資家）と交渉した結果これについて了解を得たという経緯がある。

また、かかる発行価額の決定にあたっては、発行会社は、第三者評価機関である株式会社KPMG FAS作成の評価報告書に基づく評価額を参考に検討しており、かかる評価報告書の内容について特段不合理な点は見当たらなかった。

他方で、2021年第1回新株予約権の発行価額について、発行会社は、発行会社、支配株主及び割当予定先から独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計作成の評価報告書に基づく評価額（なお、かかる評価報告書の内容について特段不合理な点は見当たらなかった。）にかかわらず、無償と決定しているところ、会社法第239条第2項第1号に規定される割当予定先にとって特に有利な条件に該当することから、2021年11月19日開催予定の発行会社臨時株主総会において本新株予約権の有利発行に関する議案について特別決議による承認を得ることを予定している。

この点、前記のとおり、発行会社が確実に債務超過の解消を行っていくためには、債務超過解消のための資本増強のみならず、運転資金及び成長資金の確保が必要な状況にあり、他方で資本金調達に関わる選択肢が他に無いことや、無償の新株予約権であってもその行使時には相応の資金を調達できること、さらには上記のとおり株主の意思確認決議を得ること、などの事情を総合的に考慮すれば、2021年第1回新株予約権の発行価額を無償とすることについても不合理とまではいえないと料する。

以上より、発行条件及び交渉過程について不合理な点は特段認められない。

（エ） 希薄化について

支配株主であるSAO を含む割当予定先への本第三者割当により発行される最大の株式数は合計68,915,100株（議決権ベースで689,151個）であり、2021年9月30日現在の発行会社発行済株式総数59,018,889株（議決権数590,101個）に対して116.8%（議決権ベースで116.8%）となる。

このように本第三者割当は大規模な希薄化を伴うことになるものの、資金繰り悪化による事業破綻及び発行会社の株主利益の消滅を回避することを可能とし、今後の発行会社の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上に資するものといえる。

また、希薄化率が25%以上となることが見込まれることから、東証の上場規程第432条に基づき、前述の臨時株主総会にて本株式及び本新株予約権の発行による大規模希薄化に対する株主の意思確認決議を得ることを予定している。

以上から、本株式第三者割当及び2021年第1回新株予約権割当を含む本第三者割当は、発行会社の一般株主にとって、希薄化という不利益を上回る利益をもたらすと言え、また株主の意思確認決議を得ることから、希薄化を伴うことをもって不合理であるとはいえないものと思料する。

本株式第三者割当及び2021年第1回新株予約権割当が少数株主にとって不利益でないか

前記 及び 記載のとおり、本株式第三者割当及び2021年第1回新株予約権割当は債務超過解消のための資本増強のみならず、運転資金及び成長資金を確保し、今後の発行会社の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上に資するものといえ、その目的には必要性が認められる。

また、前記 のとおり本株式第三者割当及び2021年第1回新株予約権割当の取引条件に照らし、相当性が認められる。

加えて、発行会社は、本株式の評価額の算定を株式会社KPMG FASに、2021年第1回新株予約権の評価額の算定を株式会社赤坂国際会計にそれぞれ依頼し、その評価額を参考に検討し、本株式の発行価額及び2021年第1回新株予約権の発行価額を決定した。株式会社KPMG FAS及び株式会社赤坂国際会計は、本株式第三者割当及び2021年第1回新株予約権割当について利害関係を有しておらず、かつ、発行会社、SAO その他の本株式及び2021年第1回新株予約権の割当予定先から独立した第三者算定機関である。

また、スターアジアグループの役員等を兼任する発行会社取締役（マルコム・エフ・マクリン4世氏、増山太郎氏、細野敏氏、橋本龍太郎氏及び梅木篤郎氏）は、発行会社の立場において本株式第三者割当及び2021年第1回新株予約権割当に関するSAO 及び割当予定先（投資家）との協議・交渉に参加しなかったことに加え、本株式第三者割当及び2021年第1回新株予約権割当に関する発行会社の取締役会の議案について、まず、発行会社の取締役5名（マルコム・エフ・マクリン4世氏、増山太郎氏、橋本龍太郎氏、梅木篤郎氏及び細野敏氏。以下「割当予定先（取締役）」という。）は、その審議及び決議に参加しないこととし、その決議後に定数確保の観点から取締役9名全員によってあらためて審議を行い、本株式第三者割当及び2021年第1回新株予約権割当の実施につき決議する予定である。割当予定先（取締役）は、スターアジアグループの役員等を兼務しているため、取締役9名全員による審議の前に、割当予定先（取締役）を除いた審議・決定がなされる予定である。このように、発行会社の意思決定過程において支配株主の意向を汲んだ恣意を排除し、支配株主との利益相反を回避するための措置が取られている。

この点、発行会社が開示しているコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」においては、「取引の合理性と一般的な取引条件に照らした取引条件の妥当性について、十分に検討し実行するものとし、少数株主の利益を害することがないように適切に対応するもの」とされているところ、上記の一連の手續・措置は、かかる指針に適合しているといえる。

以上のとおり、本株式第三者割当及び2021年第1回新株予約権割当については、必要性及び相当性が認められることを踏まえ、利害関係がなく独立した第三者算定機関からの評価額を参考にして検討を行い、発行価額を決定するとともに、発行会社の意思決定過程において支配株主の意向を汲んだ恣意を排除し、支配株主との利益相反を回避するための措置を取るなど、コーポレート・ガバナンス報告書に沿って少数株主の利益を害することがないように適切に対応していることも併せて考慮すると、本株式第三者割当及び2021年第1回新株予約権割当は、少数株主にとって不利益ではないと認められる。

結論

以上のとおり、本株式第三者割当及び2021年第1回新株予約権割当は、少数株主にとって不利益でないと思料する。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2021年10月15日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2021年10月15日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第147期）の提出日（2021年6月29日）以後、本有価証券届出書提出日（2021年10月15日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2021年6月30日提出の臨時報告書）

（1）提出理由

2021年6月29日開催の当社第147回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

（2）報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

2021年6月29日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

高倉茂、梅木篤郎、細野敏、マルコム・エフ・マクリーン4世、増山太郎及び橋本龍太郎を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

秋山耕一、半田高史及び北添裕己を監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案				
高倉 茂	488,316	1,233	-	可決 99.74
梅木 篤郎	488,329	1,220	-	可決 99.74
細野 敏	488,375	1,174	-	可決 99.75
マルコム・エフ・マククリーン4世	488,273	1,276	-	可決 99.73
増山 太郎	488,377	1,172	-	可決 99.75
橋本 龍太郎	488,360	1,189	-	可決 99.75
第2号議案				
秋山 耕一	488,623	943	-	可決 99.80
半田 高史	488,638	928	-	可決 99.80
北添 裕己	488,641	925	-	可決 99.80

(注) 1. 第1号議案及び第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 当該株主総会に出席した株主の議決権の数（事前行使分及び当日出席分）は489,575個であり、賛成割合は出席した株主の議決権の数に対する割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対又は棄権の確認ができていない一部の議決権の数は、上記(3)賛成、反対又は棄権の個数には加算しておりません。

3 最近の経営成績の概要

第148期第2四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）における売上高の見込みは以下のとおりです。なお、下記の数値については決算確定前の暫定的なものであり変動する可能性があります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりません。

売上高以外の指標につきましては、現時点では精査中であり、記載を行うことにより投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため、記載しておりません。

会計期間	第147期第2四半期連結累計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）	第148期第2四半期連結累計期間 （自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）
売上高	約852百万円	約1,755百万円

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第147期）	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	2021年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第148期第1四半期）	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	2021年8月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月29日

ポラリス・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

誠栄監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 田村 和己
業務執行社員代表社員 公認会計士 吉田 茂
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポラリス・ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポラリス・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象（匿名組合出資及び特別目的会社の連結子会社化）に記載されているとおり、会社は、2021年3月31日開催の取締役会において、合同会社天神ホテル管理との間で匿名組合契約を締結し、連結子会社化することを決議した。また、2021年4月27日付で匿名組合契約を締結し、匿名組合出資を行った。
2. 重要な後発事象（匿名組合出資及び新規ホテルの運営受託）に記載されているとおり、会社は、2021年4月27日開催の取締役会において、合同会社築地ホテル管理との間で匿名組合契約を締結することを決議するとともに、同日付で匿名組合契約を締結し匿名組合出資を行った。また会社は、2021年4月27日開催の取締役会において、合同会社築地ホテル管理と当社の子会社である株式会社ココホテルズとの間で、ホテル運営委託契約を締結することを決議し、2021年4月30日付で契約を締結した。
3. 重要な後発事象（コミットメントライン契約の締結）に記載されているとおり、会社は、2021年5月26日に親会社であるStar Asia Opportunity III LPとの間でコミットメントライン契約を締結することを取締役会において決議し、同日付で契約を締結した。
4. 重要な後発事象（資金の借入れ）に記載されているとおり、会社の子会社である株式会社フィーノホテルズ及び株式会社パリュウ・ザ・ホテルは、2021年6月15日開催の各社取締役会において、金融機関から借入を行うことを決議し、同日付で金銭消費貸借契約を締結した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ホテル事業における固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度末の連結貸借対照表において、有形固定資産1,206,330千円、無形固定資産15,150千円、長期前払費用（投資その他の資産）18,839千円、不動産信託受益権（投資その他の資産）642,048千円が計上されており、これらの合計金額1,882,367千円のうち、ホテル事業に関連する店舗固定資産が大部分を占めている。当連結会計年度において、ホテル事業に係る店舗固定資産について減損損失272,150千円を計上している。</p> <p>ホテル事業の各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として資産のグルーピングを行っており、継続的な店舗損益の悪化、店舗固定資産の市場価格の著しい下落等により減損の兆候を把握し、兆候が識別された店舗に関して、減損損失の認識の判定を行っている。</p> <p>減損の兆候がある場合、各店舗の割引前将来キャッシュ・フローの見積総額が帳簿価額を下回る場合には、店舗固定資産の帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し当該減少額を減損損失として計上している。</p> <p>当監査法人は以下の理由により、ホテル事業における固定資産の減損を監査上の主要な検討事項とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホテル事業は新規出店等の設備投資により、店舗固定資産が多額であること。 ・将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の売上高予測や営業利益予測等複数の仮定に基づいて算定されるが、これらは今後の市場の動向等により影響を受けることから不確実性を伴うものであり、かつ経営者の主観的な判断が介在するものであること。 ・昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、将来の売上高予測や営業利益予測等複数の仮定の不確実性が高まっていること。 	<p>当監査法人は、ホテル事業における固定資産の減損の検討に当たり、以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>減損の兆候の把握、減損損失の認識、減損損失の測定に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 減損の兆候の把握</p> <p>固定資産の減損の兆候の把握が適切に行われていることを確認するために、店舗別の損益実績に関する推移表及び店舗別の損益計画を入手するとともに翌期以降の閉店計画について質問を行い、店舗毎の損益状況等を適切に考慮して兆候の把握を行っているかどうかを検討した。</p> <p>(3) 減損損失の認識及び測定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減損損失の認識及び測定が適切に行われていることを確認するために、使用価値の算定根拠資料を入手し検討を実施した。 ・将来キャッシュ・フローの見積りの前提となる売上予測及び営業利益予測等の仮定について、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、経営者と協議を行った。 ・直近の利用可能な外部データとの比較、過年度における損益計画と実績との比較及び過去実績からの趨勢分析を実施し、損益計画の精度を評価した。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ポラリス・ホールディングス株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ポラリス・ホールディングス株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月29日

ポラリス・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

誠栄監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 田村 和己
業務執行社員代表社員 公認会計士 吉田 茂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポラリス・ホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第147期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポラリス・ホールディングス株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象（匿名組合出資及び特別目的会社の連結子会社化）に記載されているとおり、会社は、2021年3月31日開催の取締役会において、合同会社天神ホテル管理との間で匿名組合契約を締結し、連結子会社化することを決議した。また、2021年4月27日付で匿名組合契約を締結し、匿名組合出資を行った。
2. 重要な後発事象（匿名組合出資及び新規ホテルの運営受託）に記載されているとおり、会社は、2021年4月27日開催の取締役会において、合同会社築地ホテル管理との間で匿名組合契約を締結することを決議するとともに、同日付で匿名組合契約を締結し匿名組合出資を行った。また会社は、2021年4月27日開催の取締役会において、合同会社築地ホテル管理と当社の子会社である株式会社ココホテルズとの間で、ホテル運営委託契約を締結することを決議し、2021年4月30日付で契約を締結した。
3. 重要な後発事象（コミットメントライン契約の締結）に記載されているとおり、会社は、2021年5月26日に親会社であるStar Asia Opportunity III LPとの間でコミットメントライン契約を締結することを取締役会において決議し、同日付で契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社に対する債権の評価（貸倒引当金）及び関係会社事業損失引当金	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は関係会社10社を有する事業持株会社であり、当事業年度末の貸借対照表において、関係会社短期債権199,999千円（貸倒引当金（流動資産）198,831千円）、関係会社長期貸付金5,784,000千円（貸倒引当金（固定資産）4,641,000千円）、関係会社事業損失引当金307,100千円を計上している。また、当事業年度の損益計算書において、貸倒引当金繰入額710,857千円、関係会社事業損失引当金繰入額257,675千円を特別損失に計上している。</p> <p>関係会社短期債権及び関係会社長期貸付金（以下「関係会社債権等」という。）に対する貸倒引当金については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。また、関係会社事業損失引当金は、関係会社の事業損失に備えるため、関係会社の財務状態等を勘案し、損失見込額を計上している。</p> <p>貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の計上額は、関係会社ごとに財務状況や将来キャッシュ・フローの見積総額を総合的に勘案し算定している。</p> <p>当監査法人は以下の理由により、関係会社に対する債権の評価（貸倒引当金）及び関係会社事業損失引当金を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社は事業持株会社であり、関係会社債権等が多額であること。 ・関係会社の財務状況等の悪化により、財務諸表全体に与える影響が大きくなる可能性があること。 ・将来キャッシュ・フローの見積りは、将来の売上高予測や営業利益予測等複数の仮定に基づいて算定されるが、これらは今後の市場の動向等により影響を受けることから不確実性を伴うものであり、かつ経営者の主観的な判断が介在するものであること。 ・昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、将来の売上高予測や営業利益予測等複数の仮定の不確実性が高まっていること。 	<p>当監査法人は、貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の検討に当たり、以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金の検討 ・貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金が適切に計上されていることを検討するために、関係会社債権等に対する貸倒引当金及び関係会社事業損失引当金に関する一覧表を入手した。 ・関係会社の財務諸表を入手し、各社の財務状況を把握した。 ・将来キャッシュ・フローの見積りの前提となる売上予測及び営業利益予測等の仮定について、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、経営者と協議を行った。 ・直近の利用可能な外部データとの比較、過年度における損益計画と実績との比較及び過去実績からの趨勢分析を実施し、損益計画の精度を評価した。</p>

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月13日

ポラリス・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

誠栄監査法人
東京都千代田区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 田村 和己 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 茂 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているポラリス・ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ポラリス・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。